

公益財団法人 えどがわボランティアセンターへの登録に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、無償又は非営利で、他者や社会に対し貢献する自主的・主体的な活動（以下「ボランティア活動」という。）を行う団体や個人の、公益財団法人 えどがわボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）への登録に関し必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 ボランティアセンターに登録できる団体は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 主に江戸川区内でボランティア活動を行うこと。
- (2) 会員は5名以上であること。
- (3) 代表者及び連絡責任者を含む会員要件を満たすための会員（5名）は、全員が成年であること。
- (4) 代表者若しくは連絡責任者が区内在住・在勤・在学者であること。
- (5) ボランティア活動の実績が半年以上あること。
- (6) 活動内容について、ボランティアセンターのホームページを通じて情報提供できること。
- (7) ボランティアセンターからの依頼に協力すること。
- (8) 年度終了後、年間の活動状況をボランティアセンターに報告できること。

2 ボランティアセンターに登録できる個人は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 主に江戸川区内でボランティア活動を行うこと。
- (2) 未成年の場合は、保護者の承諾が得られていること。
- (3) ボランティアセンターからの依頼に協力すること。

(登録の手続き)

第3条 ボランティアセンターに登録を希望する団体は、ボランティアセンター団体登録申請書（第1号様式）に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えてボランティアセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- (1) 会則（目的としてボランティア活動を行うことが記載されていること）
- (2) 会員名簿（氏名、住所、電話番号、団体の役職名）
- (3) 年間活動計画書
- (4) これまでの活動実績を記載したもの。
- (5) 代表者の本人確認ができるもの（現住所が確認できる運転免許証など）を提示すること。

2 ボランティアセンターに登録を希望する個人は、ボランティアセンター個人登録・更新申請書（第2号様式）に必要事項を記入のうえ、理事長に提出し本人確認ができるもの（現住所が確認できる運転免許証など）を提示すること。

(登録の期間)

第4条 ボランティアセンターに登録された団体及び個人の有効期間は2年とする。ただし、ボランティアセンターの定める期間途中の登録団体及び個人は、同時期登録の他団体及び個人の有効期間と同様とする。

2 継続して登録しようとする団体及び個人は、登録期間終了日までに、ボランティアセンター団体登録更新申請書(第3号様式)及び個人登録・更新申請書(第2号様式)を理事長に提出するものとする。

(登録の除外)

第5条 次のいずれかに該当する団体及び個人は、ボランティアセンターへの登録対象としないものとする。

- (1) 政治団体若しくは特定の政党を支持し、又はこれに反対するための活動を目的とした団体及び個人。
- (2) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者、当該候補者になろうとする者、若しくは公職にある者を支持し、又はこれに反対するための活動を目的とした団体及び個人。
- (3) 宗教団体又は宗教のための活動を目的とした団体及び個人。

- (4) 暴力行為を正当としている団体、又は過去に暴力行為の事実のある団体及び個人。
- (5) 営利団体又は営利活動を目的とした団体及び個人。
- (6) 自助活動・自助組織。
- (7) 過去にボランティアセンターの登録の取消を受けた団体、団体の代表者及び個人（未更新による取消を除く）。

（禁止行為）

第6条 登録団体及び個人は、ボランティア活動中次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 政治活動と認められる行為。
- (2) 宗教活動と認められる行為。
- (3) 営利活動と認められる行為。
- (4) 法令、公序良俗に反する行為。
- (5) ボランティアセンターの運営を阻害する行為。
- (6) ボランティアセンターの信用を失墜する行為。
- (7) その他、ボランティアを行うものとして適正を欠く行為。

（登録の取消）

第7条 理事長は、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体及び個人から登録抹消の届出があったとき。
 - (2) 登録内容に虚偽があったとき。
 - (3) 申請、報告などに虚偽があったとき。
 - (4) 報告の義務を怠ったとき。
 - (5) 登録団体及び個人が第2条に定める要件を満たさなくなったとき。
 - (6) 登録団体及び個人が第5条に定める登録の除外に該当するとき。
 - (7) 登録団体及び個人が第6条に定める禁止行為に触れる行為を行ったとき。
 - (8) 登録団体代表者若しくは連絡責任者及び個人との連絡が取れなくなったとき。
 - (9) 登録更新の手続きを行わなかったとき。
- (10) ボランティアセンターの規程等に従わないとき。

（登録変更）

第8条 登録団体及び個人は、ボランティアセンターに届け出た登録申請の内容に変更が生じたときは、速やかに指定の様式（第4号様式「団体登録名称変更届」、第5号様式「団体登録代表・連絡責任者変更届」）第7号様式「個人登録変更届」を理事長に届け出なければならないものとする。

（登録抹消）

第9条 登録を抹消するときは、登録団体は第6号様式「団体登録抹消届」、個人は第8号様式「個人登録抹消届」を理事長に届け出なければならないものとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 （第4条 登録の期間を追記）

この附則の改正は平成27年4月1日から施行する。

付 則 （第1条から第10条 修正）

この付則の改正は令和3年9月1日から施行する。

なお、既存団体については、登録抹消及び取消を受けるまでの間、改正後第2条登録要件から除外する。